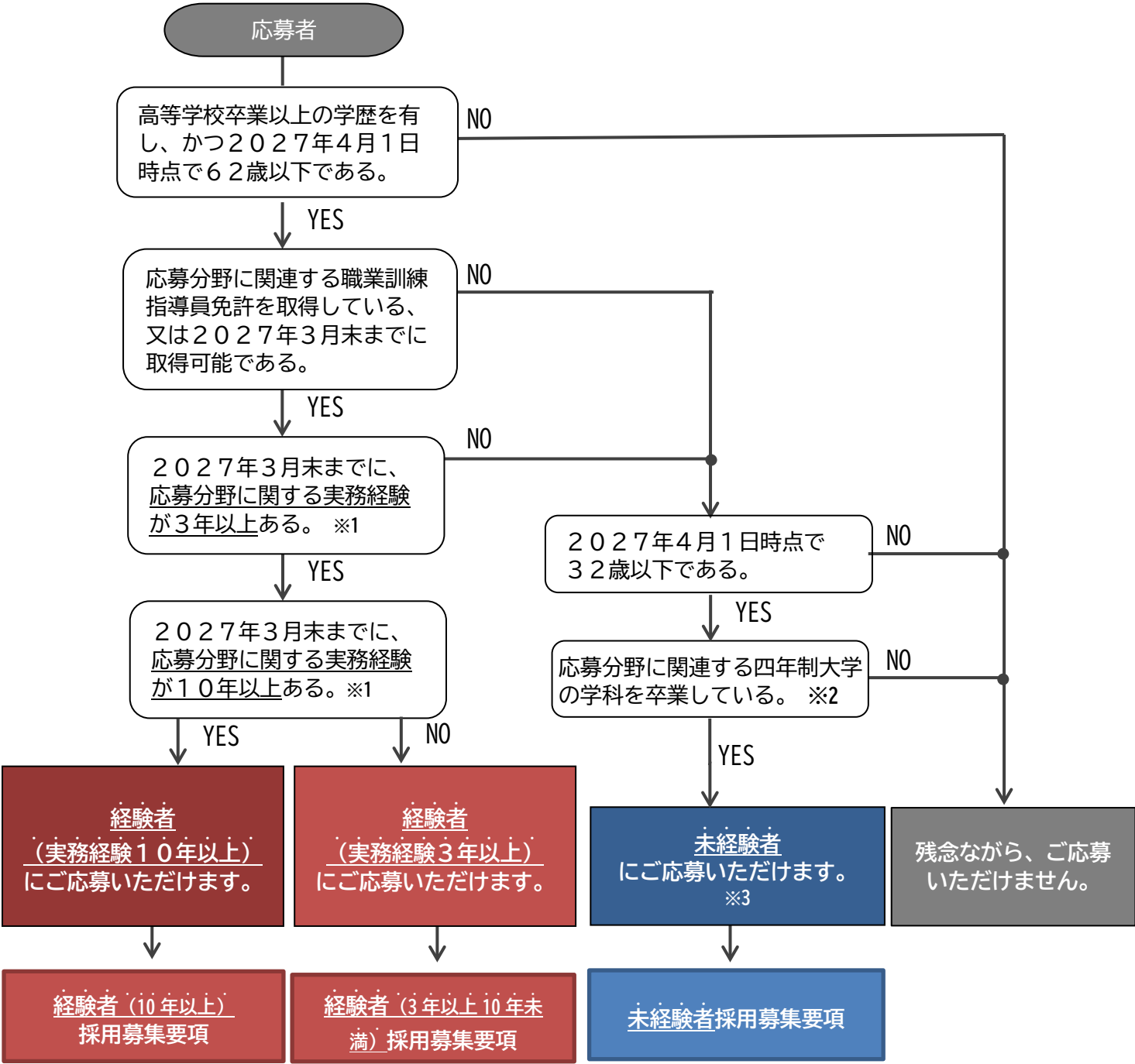


職業訓練指導員（職業能力開発職）の採用に係る応募資格等について

職業能力開発職には、実務経験3年未満の者を対象とした「未経験者採用」、実務経験3年以上10年未満の者を対象とした「経験者（実務経験3年以上）採用」及び実務経験10年以上の者を対象とした「経験者（実務経験10年以上）採用」（初任地は希望施設へ配属）があります。どの応募要件を満たすかを下記のフロー図でご確認ください。

職業能力開発職の応募資格等について



※1 実務経験とは、職業訓練指導員としての経験だけではなく、応募分野に関連した実務経験（例、機械分野の場合は、機械関連の業務経験）も含まれます。

※2 四年制大学を卒業には、職業能力開発総合大学校（長期課程又は総合課程）及び職業能力開発大学校（応用課程）を修了された方も対象です。

※3 「未経験者採用」にご応募いただいた場合であっても、学歴、実務経験年数等により職業訓練指導員免許を取得できると判断した場合には、各都道府県に確認の上、「経験者採用」にご応募いただく場合があります。